

医療保険制度における インセンティブの強化について

平成27年4月16日
塩崎臨時議員提出資料

医療保険制度におけるインセンティブの強化について

基本的な考え方

- 高齢化が進展する中、予防・健康づくり、医療費適正化等に取り組む個人や保険者の自助努力を支援することは重要。
- 今回の医療保険制度改革においても、個人や保険者の積極的な取組へのインセンティブを強化する措置を講ずることとしている。(今国会に関連法案を提出中)
- 今後とも、医療に関する全国データベース(NDB)等のビッグデータも活用し、医療費の地域差の見える化や、各種インセンティブの充実・強化等を一層推進していく。

具体的な強化措置

◆個人のインセンティブの強化

- ・ICTを活用して健診データ等を本人にわかりやすく提示し、予防・健康づくりへの意識を喚起
- ・保険者によるレセプト情報等を活用した保健事業(データヘルス)を通じて、ICTを活用したヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を推進 等

◆保険者のインセンティブの強化

- ・国保における保険者努力支援制度の創設 (平成30年度より700~800億円)
- ・後期高齢者支援金の加算・減算制度について、医療費適正化に積極的に取り組む保険者へのインセンティブをより重視する方向で見直し
- ・後期高齢者医療制度について、医療費適正化に積極的に取り組む保険者(広域連合)へのインセンティブを導入する方向で見直し 等

◆医療費の地域差の見える化

- ・市町村ごとの医療費水準等が反映された国保の標準保険料率を算定 等

概要・規模

(概要)

○医療費適正化への取組や国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を發揮してもらった観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、**保険者としての努力を行う自治体に対し支援金を交付**することで、国保の財政基盤を強化する。

(規模)

700億円～800億円程度

指標

○保険者努力支援制度に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額を決定する。

○指標については、後期高齢者支援金の加算・減算で用いられる予定の指標も踏まえ、今後、地方と協議の上決定することとしているが、例えば、

- ・被保険者の健康の保持増進に努力として、**特定健診・特定保健指導等の実施状況**
- ・医療の効率的な提供の推進に対する努力として、**後発医薬品使用割合**
- ・国保が抱える課題に対する努力として、**収納率向上の状況** 等を指標として用いることを検討。

個人や保険者による予防・健康づくりの促進

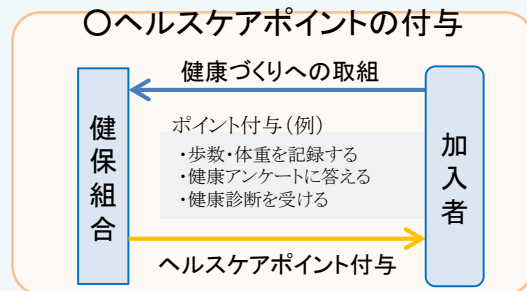
1. データを活用した予防・健康づくりの充実

- データヘルスの取組の普及を踏まえ、保険者が保健事業を行うに当たっては、レセプト・健診データ等を活用した分析に基づき効果的に実施することとする(データヘルスの推進)。国は指針の公表や情報提供等により保険者の取組を支援。
- 全国のレセプト・健診データを集積したナショナルデータベース(NDB)の充実を図る。また、NDBを用いた分析結果を国民や保険者にわかりやすく公表。
- 保険者による健診データの保存期間を延長。また、被保険者が異動した場合の健診データの引継に関する手続きについて、被保険者の同意を前提としつつ、明確化。

2. 予防・健康づくりのインセンティブの強化

(個人)

- 保険者が、加入者の予防・健康づくりに向けた取組に応じ、ヘルスケアポイント付与や保険料への支援等を実施。
※国が策定するガイドラインに沿って保健事業の中で実施



(保険者)

- 後期高齢者支援金の加算・減算制度について、予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算(最大10%の範囲内)する仕組みへと見直し、平成30年度から開始する(政省令事項)。

- ・ 特定健診・保健指導実施率のみによる評価を見直し、後発医薬品の使用割合等の指標を追加し、複数の指標により総合的に評価する仕組みとする。
- ・ 保険者の種別・規模等の違いに配慮して対象保険者を選定する仕組みとするとともに、国保、協会けんぽ、後期高齢者医療について、別のインセンティブ制度を設ける。

3. 栄養指導等の充実

- 平成28年度から、後期高齢者医療広域連合において、市町村の地域包括支援センター、保健センター等を拠点として栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施することを推進。